

令和5年第1回（3月）大郷町議会定例会会議録第4号

令和5年3月7日（火）

---

応招議員（14名）

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	8番	石川壽和君
9番	和賀直義君	10番	高橋重信君
11番	石垣正博君	12番	千葉勇治君
13番	若生寛君	14番	石川良彦君

---

出席議員（14名）

応招議員と同じ

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中学君	副町長	武藤浩道君
教育長	鳥海義弘君	総務課長	遠藤龍太郎君
財政課長	熊谷有司君	まちづくり政策課長	千葉昭君
復興推進課長	武藤亨介君	復興推進課技監	門脇匡哉君
税務課長	小野純一君	町民課長	片倉剛君
保健福祉課長	鎌田光一君	農政商工課長	高橋優君
地域整備課長	三浦光君	会計管理者	伊藤義継君
学校教育課長	菅野直人君	社会教育課長	赤間良悦君
代表監査委員	雫石顕君		

---

事務局出席職員氏名

事務局長 千葉恭啓 次長 齋藤由美子 主事 上杉琉日

---

議事日程第4号

令和5年3月7日（火曜日） 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第 2	議案第 3 3 号	令和 5 年度大郷町一般会計予算
日程第 3	議案第 3 4 号	令和 5 年度大郷町国民健康保険特別会計予算
日程第 4	議案第 3 5 号	令和 5 年度大郷町介護保険特別会計予算
日程第 5	議案第 3 6 号	令和 5 年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 6	議案第 3 7 号	令和 5 年度大郷町下水道事業特別会計予算
日程第 7	議案第 3 8 号	令和 5 年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算
日程第 8	議案第 3 9 号	令和 5 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算
日程第 9	議案第 4 0 号	令和 5 年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算
日程第 1 0	議案第 4 1 号	令和 5 年度大郷町水道事業会計予算

本日の会議に付した案件

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	議案第 3 3 号	令和 5 年度大郷町一般会計予算
日程第 3	議案第 3 4 号	令和 5 年度大郷町国民健康保険特別会計予算
日程第 4	議案第 3 5 号	令和 5 年度大郷町介護保険特別会計予算
日程第 5	議案第 3 6 号	令和 5 年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 6	議案第 3 7 号	令和 5 年度大郷町下水道事業特別会計予算
日程第 7	議案第 3 8 号	令和 5 年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算
日程第 8	議案第 3 9 号	令和 5 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算
日程第 9	議案第 4 0 号	令和 5 年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算
日程第 1 0	議案第 4 1 号	令和 5 年度大郷町水道事業会計予算

午 前 1 0 時 0 0 分 開 議

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、4番大友三男議員及び5番佐藤千加雄議員を指名いたします。

---

日程第2	議案第33号	令和5年度大郷町一般会計予算
日程第3	議案第34号	令和5年度大郷町国民健康保険特別会計予算
日程第4	議案第35号	令和5年度大郷町介護保険特別会計予算
日程第5	議案第36号	令和5年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算
日程第6	議案第37号	令和5年度大郷町下水道事業特別会計予算
日程第7	議案第38号	令和5年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算
日程第8	議案第39号	令和5年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算
日程第9	議案第40号	令和5年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算
日程第10	議案第41号	令和5年度大郷町水道事業会計予算

議長（石川良彦君） 日程第2、議案第33号 令和5年度大郷町一般会計予算、日程第3、議案第34号 令和5年度大郷町国民健康保険特別会計予算、日程第4、議案第35号 令和5年度大郷町介護保険特別会計予算、日程第5、議案第36号 令和5年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算、日程第6、議案第37号 令和5年度大郷町下水道事業特別会計予算、日程第7、議案第38号 令和5年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算、日程第8、議案第39号 令和5年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算、日程第9、議案第40号 令和5年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算、日程第10、議案第41号 令和5年度大郷町水道事業会計予算を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第33号について説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議案第33号 令和5年度一般会計予算につきまして提案理由の説明を申し上げます。

予算書2ページを御覧いただきます。

議案第33号 令和5年度大郷町一般会計予算

令和5年度大郷町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ55億7,000万円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は7億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月2日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、令和5年度予算の概要につきまして御説明をいたします。

予算の総額は55億7,000万円で、前年比4億4,000万円、率にしまして8.6%の増で、前年度を上回る予算となりました。

これは、中粕川地区防災拠点施設整備関連経費として防災コミュニティセンター建築及び国受託事業による避難道路整備関連予算、橋梁点検時に修繕が必要となった3橋の橋梁修繕工事、デジタルを活用した地域課題の解決や魅力向上などの実現に向けてパストラル縁の郷テレワーク施設、コミュニティ施設などへの改修工事、道の駅西側駐車場照明設備設置工事などにより、増額となったことが主な要因でございます。

歳出の普通建設事業の概要につきましては、町道柏木原小梁川線道路改良工事、滑川緊急しゅんせつ工事、町道側溝整備、ふれあいセンター21手すり改修工事などを計上したところでございます。

歳入面ですが、まず町税関係ですが、町民税において総所得金額は増加したものの、納税義務者数が減少していることにより減額見込まれますが、固定資産税において、大規模太陽光発電施設の増により増額が見込まれることから、町税全体で当初予算ベースの対前年比8.8%の増となっております。

次に、交付金関係でございます。令和5年度の国の地方財政対策におきまして、一般財源の総額が65.1兆円と、前年比1.9%の増とされております。内訳としては、地方特例交付金など並びに臨時財政対策債の減が見込まれるものの、地方税、地方交付税並びに地方譲与税の増が見込まれることによるものでございます。地方交付税は全国ベースで前年比1.7%の増額するものとなっておりますが、本町では前年度同額の13億4,000万1,000円を計上したところでございます。

財源措置としては、令和5年度においても、ハード事業について関係する国・県支出金を計上したほか、地方債及び公共施設整備基金繰入れ等の予算措置を講じております。

また、歳入につきましても不確定要素があることから、財政調整基金などからの繰入れにより収支均衡を図っており、基金繰入金は前年比564万6,000円減の5億5,332万5,000円を、また町債は過疎債の増などにより、前年比2億7,700万円増の6億1,170万円を計上し、財源調整を図っているものでございます。

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する子育て支援、定住促進事業及び被災住宅再建支援事業などについては、前年度同様、未来づくり基金を充当しております。

概要につきましては以上でございます。

続きまして、3ページの第1表により、款項ごとに主な内容を説明いたします。

歳入です。

第1款町税でございます。全体では12億7,867万5,000円で前年比1億354万1,000円の増となっております。町民税におきまして、納税義務者が減少傾向にあることにより減額となる中、固定資産税において、大規模太陽光発電施設の増額により増額が見込まれることから町税全体で増額したものでございます。

うち、第1項町民税は3億780万1,000円で、前年比890万9,000円の減でございます。個人町民税、法人町民税ともに減となるものでございます。

第2項固定資産税は8億5,277万4,000円で、前年比1億2,085万2,000円の増でございます。

第3項軽自動車税は3,049万9,000円で、前年比71万3,000円の増でございます。

第4項町たばこ税8,583万3,000円で、前年比56万円の増でございます。

第5項入湯税は217万8,000円で、前年比34万5,000円の増となっております。

第2款地方譲与税は3,757万9,000円で、前年同額の計上でございます。

第1項地方揮発油譲与税は1,120万円、第2項自動車重量譲与税は2,250万円で、前年同額での計上でございます。

第3項地方道路譲与税は1,000円で、科目計上のみでございます。

第4項森林環境譲与税は387万8,000円で、前年同額の計上となっております。

第3款利子割交付金第1項利子割交付金17万3,000円、前年比9万8,000円の減となっております。県の見込みによるもので、以下の交付金も同様でございます。

第4款配当割交付金第1項配当割交付金262万2,000円で、前年比91万2,000円の増となっております。

第5款株式等譲渡所得割交付金第1項株式等譲渡所得割交付金301万円で、前年比107万1,000円の増となっております。

第6款法人事業税交付金第1項法人事業税交付金2,057万9,000円で、前年比305万3,000円の増となっております。

第7款地方消費税交付金第1項地方消費税交付金1億9,484万2,000円で、前年比87万4,000円の増でございます。

第8款ゴルフ場利用税交付金第1項ゴルフ場利用税交付金5,700万円で、前年比200万円の減となっております。

第9款環境性能割交付金第1項環境性能割交付金465万8,000円で、前年比16万6,000円の増となっております。

第10款地方特例交付金第1項地方特例交付金470万円で、前年同額の計上となっております。

次ページでございます。

第11款地方交付税第1項地方交付税13億4,000万1,000円。前年同額の計上です。内訳としまして、普通交付税が12億6,000万円、特別交付税が8,000万円、震災復興特別交付税が1,000円でいずれも前年同額の計上となっております。

第12款交通安全対策特別交付金第1項交通安全対策特別交付金75万円  
で、前年同額の計上でございます。

第13款分担金及び負担金559万2,000円、前年比150万9,000円の増で  
ございます。

うち、第1項負担金は55万9,200円で、150万9,000円の増でござい  
ます。放課後児童クラブ保育料、障害福祉サービス費等の増により、増額計上  
となったものでございます。

第14款使用料及び手数料7,881万円、前年比306万7,000円の増でござ  
います。

第1項使用料は5,448万3,000円で、前年比188万2,000円の増でござ  
います。住民バス乗車料、町営住宅使用料などでございます。町営住宅使  
用料は災害公営住宅原団地の増により増額計上となるものでございます。

第2項手数料2,432万7,000円です。前年比118万5,000円の増でござ  
います。戸籍諸証明手数料、廃棄物処理手数料などでございます。

第15款国庫支出金は7億6,781万1,000円で、前年比1億9,897万  
5,000円の増でございます。

第1項国庫負担金は2億9,991万3,000円で、前年比1,980万円の減とな  
ってございます。児童手当負担金、認定こども園関連の子どものための  
教育・保育給付費負担金、障害福祉サービス費負担金、障害児通所給付  
費負担金などが主なものでございます。

第2項国庫補助金は2億5,860万6,000円で、前年比2億2,072万円の増  
でございます。子ども・子育て支援交付金、橋梁修繕に係る道路  
橋梁補助金、中粕川地区復興まちづくり事業の防災拠点整備事業に係る  
社会資本整備総合交付金、住民票等各種証明書コンビニ交付に伴う各種  
業務並びにパストラル縁の郷のテレワーク施設整備工事などに係るデジ  
タル田園都市国家構想交付金が主なものでございます。

第3項委託金929万2,000円で、前年比190万5,000円の減となっ  
てございます。基礎年金等事務費交付金、粕川地区堤防除草作業委託金が  
主なものでございます。

第16款県支出金は2億7,738万4,000円で、前年比1,649万円の減とな  
ってございます。

うち、第1項県負担金は1億6,205万9,000円で、前年比493万7,000  
円の減となっ  
てございます。児童手当負担金、国保後期基盤安定負担金、  
障害福祉サービス費負担金、認定こども園関連の子どものための教育・  
保育給付費負担金などが主なものでございます。

第2項県補助金は9,575万1,000円で、前年比998万5,000円の減でございます。障害者医療費補助金、子ども・子育て支援交付金、認定こども園関連の施設型給付費等補助金、多面的機能支払交付金、仮設住宅維持管理等補助金、不登校対策としてのみやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業費補助金が主なものでございます。

第3項委託金は1,957万4,000円で、前年比156万8,000円の減でございます。個人県民税徴収取扱費委託金、スクールソーシャルワーカー活用事業委託金、宮城県議会議員選挙執行経費が主なものでございます。

第17款財産収入5,313万2,000円、前年比16万7,000円の増でございます。

うち、第1項財産運用収入は5,312万9,000円で、前年比16万7,000円の増でございます。町有財産貸付収入及び各種基金利子収入でございます。

第2項財産売払収入は3,000円で、科目計上でございます。

第18款寄附金第1項寄附金1億1,000万1,000円で、前年同額の計上でございます。ふるさと納税に関する寄附金でございます。

第19款繰入金は5億5,332万8,000円で、前年比1億2,530万円の減となっております。

うち、第1項基金繰入金は5億5,332万5,000円で、前年比564万6,000円の減でございます。ハード事業に関する国庫補助金など裏負担財源及び一般財源不足について財政調整基金などからの繰り入れるものでございます。

第2項特別会計繰入金は3,000円で、前年比1億1,965万4,000円の減でございます。科目計上でございます。

次ページ、5ページをお開き願います。

第20款繰越金第1項繰越金は4,000万円で、前年同額の計上でございます。

第21款諸収入1億2,765万3,000円で、前年比644万5,000円の減でございます。

うち、第1項延滞金加算金及び過料は5万円で、町税延滞金で前年同額の計上となっております。

第2項町預金利子は3,000円で、普通預金運用利子で前年同額の計上でございます。

第3項貸付金元利収入は2,995万2,000円で、前年比226万8,000円の減でございます。奨学資金「未来づくり事業」、災害援護資金、地域総合整備資金などの各貸付金の返済金でございます。

第4項受託事業収入は976万円で、前年比2万8,000円の増でございます。高齢者保健事業と介護予防等一体的実施事業収入及び後期高齢者健康診査受託事業収入などがございます。

第5項雑入は4,877万8,000円で、前年比130万6,000円の減となっております。各種検診自己負担金、学校給食費収入などがございます。

第6項ボートピア事業交付金は2,650万円で、売上げ見込みの減により、前年比440万円の減収を見込んでおります。

第7項場外馬券場所在区市町村交付金は1,250万円、売上げ見込みの増により、前年比150万円の増収を見込んでございます。

第22款町債第1項町債は6億1,170万円で、前年比2億7,700万の増でございます。土木債につきましては、柏木原小梁川線の道路改良工事などに係る過疎対策事業債、滑川の堆積土砂の掘削に係る緊急しゅんせつ推進事業債、中粕川地区防災拠点整備事業に係る過疎対策事業債、農業債につきましては、縁の郷テレワーク施設整備事業に係る過疎対策事業債、臨時財政対策債は3,000万円となっております。教育債につきましては、学校給食センター外壁等改修工事設計業務及び給食費無償化事業に係る過疎対策事業債、総務債につきましては、防災行政無線操作卓改修工事などに係る緊急防災・減災事業債、民生債につきましては、認定こども園の給食費無償化事業に係る過疎対策事業債でございます。

歳入合計55億7,000万円でございます。

続きまして、歳出につきまして御説明をいたします。

6ページを御覧いただきたいと思っております。

第1款議会費第1項議会費9,525万9,000円で、前年比319万7,000円の減となっております。議員報酬、費用弁償並びに事務局職員が主なものでございます。9月改選に伴う議員定数2名減により、議員報酬等が減となるものでございます。

第2款総務費は11億3,311万2,000円で、前年比266万8,000円の増でございます。

うち、第1項総務管理費は10億1,052万3,000円で、前年比621万2,000円の増でございます。総務部門職員人件費、行政区運営費、公有財産及び情報システム管理費、ふるさと応援寄附関連経費、住民バス運行経費、交通防災対策費などに係るものでございます。デジタルトランスフォーメーション業務及び令和4年、6年度からのマイナンバーカード利用による住民票等のコンビニ交付に向けてのシステム構築業務の増並びにドローン操縦者の育成のためドローン資格取得支援補助、ドローンによる

農薬散布実施支援補助の増などにより、増額となったものでございます。また、全職員の人件費のうち、通常の間外勤務につきましては、前年比1割減の約128万円の削減をしたところでございます。

第2項徴税費6,946万2,000円で、前年比1,000万5,000円の減となっております。職員人件費並びに経常的な賦課徴収経費でございます。前年度計上しました令和5年度評価替えに伴う土地鑑定評価業務及び航空写真撮影業務の完了などにより、減額となるものでございます。

第3項戸籍住民基本台帳費3,016万8,000円で、前年比627万円の減でございます。職員人件費、住民基本台帳、戸籍システム運用経費などがございます。前年度計上した戸籍情報システム改修業務の完了などによる減額となるものでございます。

第4項選挙費2,103万7,000円で、前年比1,254万3,000円の増でございます。選挙管理委員会費、町議会議員選挙及び県議会議員選挙などの経費でございます。今年度、町議会議員選挙及び県議会議員選挙が行われることから増額となるものでございます。

第5項統計調査費47万8,000円で、前年比13万2,000円の増でございます。各種統計調査の経費などがございます。今年度に住宅土地統計調査が行われることにより増額となるものでございます。

第6項監査委員費144万4,000円で、前年比5万6,000円の増でございます。監査委員の報酬、費用弁償、研修旅費などがございます。

第3款民生費12億4,929万8,000円で、前年比2,722万9,000円の増でございます。

うち、第1項社会福祉費で7億7,089万9,000円で、前年比3,079万1,000円の増でございます。職員人件費、各種福祉関係経費、国保等各特別会計への繰出金、後期高齢者医療広域連合への負担金などを計上してございます。養護老人ホーム入所者の増による保護措置費の増、高齢者数の増などによる県後期高齢者医療広域連合療養給付費等負担金の増などにより、増額となったものでございます。

第2項児童福祉費4億7,731万9,000円で、前年比356万2,000円の減でございます。児童手当、認定こども園経費、児童館運営経費、すこやか子育て医療費助成などがございます。支給対象児童の減による児童手当の減及び認定こども園の利用児童者数の減などにより、減額となったものでございます。

第3項災害救助費108万円で、前年同額の計上でございます。応急仮設住宅談話室等の維持管理経費で、前年同額の計上でございます。

第4款衛生費4億3,083万2,000円で、前年比165万8,000円の減でございます。

うち、第1項保健衛生費1億7,987万5,000円で、前年比1,470万4,000円の減となっております。職員人件費、各種検診、予防接種経費、生活環境対策費、戸別合併処理浄化槽特別会計操出金、保健センター管理費などがございます。新型コロナウイルスワクチン接種業務の減などにより、減額となるものでございます。

第2項病院費6,706万6,000円で、前年比418万6,000円の減となっております。公立黒川病院負担金並びに出資金でございます。

第3項清掃費1億8,389万1,000円で、前年比1,723万2,000円の増となっております。ごみ処理、し尿処理の黒川行政負担金及びごみ収集運搬業務などがございます。黒川行政負担金の増により、増額となったものでございます。

第5款農林水産業費3億5,030万6,000円で、前年比1億1,796万3,000円の増でございます。

うち、第1項農業費3億4,441万7,000円で前年比1億1,795万円の増でございます。職員人件費、農業委員会運営費、農地耕作条件改善事業補助金など各種団体の補助金、開発センター指定管理委託料、農集排特別会計繰出金及び排水機場運営負担金、前川地区県営圃場整備事業調査費負担金、ふれあいセンター21設備改修工事、デジタルを活用した地域課題の解決や魅力向上の実現に向けて、新たな人の流れを構築する取組としてパストラル縁の郷テレワークコミュニティ施設棟への改修工事、道の駅駐車場区画線修繕工事及び道の駅西側駐車場照明設備設置工事などについて計上してございます。

第2項林業費588万9,000円で、前年8万3,000円の増となっております。松くい虫被害木の伐倒業務、黒川森林組合出資金、森林環境整備基金積立てなどがございます。

第6款商工費第1項商工費1億326万8,000円で、前年比6,452万3,000円の増となっております。職員人件費、くろかわ商工会補助、小規模事業者経営改善資金利子補給、くろかわ創業支援事業補助金、消費生活相談経費などがございます。物価高騰、原油価格高騰対策として町民1人当たり5,000円の商品券を交付する生活応援商品券の発行費用補助金や大郷町で起業する事業者に対して地域出店に要する経費の助成など企業者等支援補助金等による増額でございます。

第7款土木費10億7,938万2,000円で、前年比5億106万5,000円の増で

ございます。

うち、第1項土木管理費3,258万5,000円で、前年比119万9,000円の増となっております。職員人件費等など管理経費の計上でございます。

第2項道路橋梁費2億1,307万6,000円で、前年比1億2,902万3,000円の増となっております。町道除草、敷き砂利業務、緊急維持工事などを計上したほか、町道柏木原小梁川線道路改良工事、町道味明原下線排水路側道設計業務、町道側溝整備業務及び橋梁修繕工事などを

第3項河川費6,959万8,000円で、前年比134万円の減となっております。粕川地区堤防除草作業業務、滑川の河川緊急しゅんせつ工事が主なものでございます。

7ページを御覧ください。

第4項住宅費544万1,000円で、前年比71万5,000円の増でございます。町営住宅の維持管理経費などでございます。

第5項都市計画費7億5,868万2,000円で、前年比3億7,146万8,000円の増となっております。町立公園管理費、下水道事業特別会計及び宅地分譲事業特別会計への繰出金のほか、まち・ひと・しごと創生総合戦略事業として住宅リフォーム助成金、定住促進事業補助金、移住支援事業補助金、被災住宅再建支援金、防災住環境整備支援事業補助金、地方創生推進連絡協議会補助金、まちおこし協力隊に関する経費、東日本台風の復興事業として中粕川地区防災拠点施設整備関連経費などを計上してございます。今年度、防災コミュニティセンター建設及び国施策事業により避難道路整備関連業務について計上したことにより増額となるものでございます。

第8款消防費第1項消防費2億1,622万円で、前年比1,886万7,000円の減でございます。消防団員報酬、災害時出動報酬、費用弁償、黒川行政への消防費負担金などでございます。前年度計上した川内地区の防火水槽設置工事の完了などにより減額となるものでございます。

第9款教育費4億4,244万円で、前年比2億8,505万9,000円の減額でございます。

第1項教育総務費は8,154万8,000円で、前年比269万4,000円の増でございます。教育委員並びに職員人件費、奨学資金貸付金、外国語指導助手経費、不登校対策としての子どもの心のケアハウス、学校教育充実のための指導主事配置事業などが主なものでございます。今年度、学校ICT支援業務の増により増額となるものでございます。

第2項小学校費7,539万5,000円で、前年比1億150万2,000円の減でござ

ざいます。教材備品購入費、教員補助者設置費用、スクールバス運行経費、小学校施設管理費などがございます。前年度計上した大郷小学校外壁等修繕工事等の完了などにより、減額となるものがございます。

第3項中学校費4,544万7,000円で、前年比1億8,399万2,000円の減でございます。内容は小学校と同様で、前年度計上した大郷中学校外壁等修繕工事などの完了などにより、減額となるものがございます。

第4項社会教育費9,063万1,000円で、前年比560万9,000円の増でございます。人件費、各種社会教育及び公民館事業運営費、社会教育施設維持管理費経費などがございます。電気料高騰などにより、社会教育施設維持管理経費の増により増額となりものがございます。

第5項保健体育費1億4,941万9,000円で、前年比786万8,000円の減でございます。職員人件費、社会体育事業及び学校給食に関する経費、学校給食費実質無償化事業、秋まつり事業費などがございます。学校給食センター厨房等使用賃借が令和5年8月に満了することから減額となるものがございます。

第10款災害復旧費3,000円で前年同額の計上でございます。

うち、第1項東日本大震災災害復旧費1,000円。これにつきましては、東日本大震災復興基金の利子積立て分でございます。

第2項公共土木施設災害復旧費1,000円、第3項農林水産施設災害復旧費1,000円につきましては、科目計上でございます。

第11款公債費第1項公債費4億5,988万円で、前年比3,533万8,000円の増でございます。通常債に係る元金につきましては4億3,561万6,000円、災害援護資金貸付金償還元金につきましては584万8,000円、通常債に係る利子などにつきましては1,841万2,000円でございます。

最後に、第12款予備費第1項予備費1,000万円で、前年同額の計上でございます。

歳出合計55億7,000万円でございます。

続きまして、8ページを御覧いただきます。

第2表 債務負担行為について説明をいたします。

債務負担行為は、地方自治法第214条の規定により、複数年度の事業について限度額の議決を求めるものがございます。

事項、期間、限度額の順に申し上げます。

1、大郷町総合計画策定業務です。期間は令和5年度から6年度までで、限度額を763万1,000円とするもので、現総合計画の計画期間が令和6年までとなっているため、新たに策定するものがございます。

2、第3期大郷町子ども子育て支援事業計画策定業務、期間は令和5年から6年度までで限度額を476万3,000円とするものでございます。現計画の計画期間が令和5年度までとなっているため、新たに策定するものでございます。

3、新型コロナウイルス農業特別対策資金利子助成、令和5年度貸付分です。期間は令和5年度から9年度までで、限度額50万円でございます。資金融資の利用者に対して、0.5%の利子助成を5年間にわたり実施するものでございます。

4、小規模事業者経営改善資金利子補給で、期間は令和5年度から8年度までで、限度額を142万3,000円とするものでございます。資金融資の利用者に対し、1%の利子補給を3年間にわたり実施するものでございます。

5、国受託事業負担金、期間は令和5年度から6年度までで限度額を3億9,430万円とするものでございます。国受託事業に避難道路を整備するものであります。

6、大郷町奨学資金貸与、令和5年度貸付分です。期間は令和5年度から8年度までで、限度額1,080万円とするものでございます。令和5年度貸付者に係るものでございます。

続きまして、9ページを御覧いただきたいと思っております。

第3表 地方債について説明をいたします。

1、臨時財政対策債。令和5年度地方財政対策に基づく発行見込額によるものでございます。限度額は3,000万円で、起債の方法は証書借入で、利率につきましては5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行ったものにおいては当該見直し後の利率とし、償還の方法につきましては、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、または、繰上償還もしくは低利に借換えすることができるとしてございます。臨時財政対策債につきましては、後年度100%交付税措置されるものでございます。

2、道路等整備事業。社会資本整備総合交付金事業でございまして、内容としては町道改良工事、橋梁修繕工事などに係るものでございます。限度額は1億460万円で、起債の方法、利率、償還方法は前期と同様でございます。本事業に関する充当率は、補助裏に対して100%で、充当率のうち70%の交付税措置が講じられるものでございます。

3、緊急しゅんせつ推進事業。河川の堆積土砂のしゅんせつに係るものでございます。限度額は6,220万円で、起債の方法、利率、償還方法は前期と同様でございます。本事業に関する充当率は100%で、充当率のうち70%の交付税措置が講じられるものでございます。

4、都市防災総合推進事業。中粕川地区の防災拠点施設整備等事業に係る起債でございます。限度額が2億9,500万円で、起債の方法、利率、償還の方法は前期と同様でございます。本事業に関する充当率は、補助残に対し100%で、充当率のうち70%が交付税措置されるものでございます。

5、縁の郷施設改修事業です。縁の郷テレワーク施設整備等事業に係る起債でございます。限度額が4,000万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法は前期と同様でございます。本事業に関する充当率は補助残に対し100%で、充当率のうち70%交付税措置が講じられるものでございます。

6、学校教育施設等整備事業で、学校給食センター外壁等改修工事設計業務に係る起債でございます。限度額が370万円で、起債の方法、利率、償還の方法は前期と同様でございます。本事業に関する充当率は、事業費に対して100%で充当率にして70%が交付税措置になるものでございます。

7、緊急防災・減災事業。防災行政無線操作卓改修工事に係る起債でございます。限度額が4,120万円で、起債の方法、利率、償還の方法は前期と同様でございます。本事業に関する充当率は100%で、充当率のうち70%が交付税措置されるものでございます。

8、過疎対策事業（ソフト部門）でございます。給食費無償化事業、小中学校、こども園に係る起債でございます。限度額が3,500万円で、起債の方法、利率、償還の方法は前期と同様でございます。本事業に関する充当率は100%で、充当率のうち70パーセントが交付税措置されるものでございます。

地方債合計6億1,170万円でございます。

以上で、議案第33号 令和5年度一般会計予算についての提案理由の説明を終了いたします。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第33号について説明を終わります。

次に、議案第34号及び議案第36号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（片倉 剛君） それでは、議案第34号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

予算書の118ページを御覧ください。

議案第34号 令和5年度大郷町国民健康保険特別会計予算

令和5年度大郷町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億3,757万5,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は4,000万円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月2日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、予算の概要を申し上げます。

予算の総額は9億3,757万5,000円で、令和4年度当初予算と比較すると2,858万9,000円、率にして3.1%の増となりました。被保険者の高齢化や医療の高度化を考慮し、1人当たりの給付費の増加が見込まれるため、増額となったものでございます。

119ページを御覧ください。

それでは、第1表 歳入歳出予算について、歳入から款項ごとに御説明いたします。

第1款国民健康保険税第1項国民健康保険税1億4,002万3,000円は、保険税の収納見込額で、前年と比較し1,201万7,000円、率にして7.9%の減でございます。

第1項使用料及び手数料第1項手数料5万円は、保険税の督促手数料でございます。

第3款県支出金第1項県補助金7億472万円は、保険給付費の額により

交付される普通交付金と、各種事業への取組状況等に応じて交付される特別交付金でございます。

第4款財産収入第1項財産運用収入6万1,000円は、財政調整基金及び高額療養費資金等貸付基金の預金利子でございます。

第5款繰入金第1項他会計繰入金5,937万9,000円は、保険基盤安定繰入金、出産育児一時金、財政安定化支援事業繰入金及び事務費に対する一般会計からの繰入金でございます。

同じく第2項基金繰入金3,333万7,000円は、国保財政調整基金からの繰入れで、財源調整のための基金繰入でございます。

第6款繰越金第1項繰越金1,000円は、前年度からの繰越金で、科目計上でございます。

第7款諸収入第1項延滞金加算金及び過料1,000円は、保険税の延滞金で、科目計上でございます。

同じく第2項雑入3,000円は、交通事故など第三者行為に係る納付金等を見込んでおります。

以上、歳入合計9億3,757万5,000円でございます。

続きまして、120ページの歳出について御説明いたします。

第1款総務費第1項総務管理費270万8,000円は、レセプト点検業務等の国保事務共同処理委託料及び国保連合会への負担金などに要する経費でございます。

第2項徴税費479万3,000円は、保険税の賦課徴収に係る経費、保険税の完納報奨金などです。また、令和2年度から実施している18歳未満の被保険者に係る均等割相当額の補助事業を、令和5年度も継続いたします。

第3項運営協議会費24万9,000円は、国保運営協議会に要する費用でございます。

第2款保険給付費第1項療養諸費5億8,303万8,000円は、療養給付費等の国保連合会への負担金です。

第2項高額療養費9,546万6,000円は、一般被保険者に係る高額療養費の計上でございます。被保険者の高齢化や医療の高度化などにより、昨年度と比較して945万6,000円、率にして11%の増となっております。

第3項移送費1,000円につきましては、科目計上でございます。

第4項出産育児諸費300万2,000円は、6件分の出産育児一時金でございます。

第5項葬祭諸費75万円は、15件分の葬祭費でございます。

第6項傷病手当諸費48万円は、新型コロナウイルス感染症対策としての傷病手当金でございます。

第3款国民健康保険事業費納付金第1項医療給付費分1億5,557万7,000円は、被保険者の医療給付費として県に納付するものでございます。

第2項後期高齢者医療支援金等分5,563万6,000円は、被保険者に係る後期高齢者医療支援金等に対応する県への納付金でございます。

第3項介護納付金分1,407万4,000円は、40から64歳の被保険者に係る介護納付金に対応する県への納付金でございます。

第4款共同事業拠出金第1項共同事業拠出金1,000円は、科目計上でございます。

第5款保健事業費第1項特定健康審査等事業費1,481万2,000万円は、特定健康審査及び特定保健指導に要する経費でございます。

第2項保健事業費492万6,000円は、国保制度及び健康増進に係る啓蒙啓発、医療費通知、各種住民健診に対する助成など、疾病予防対策事業に要する経費でございます。

第6款基金積立金第1項基金積立金6万円は、財政調整基金に係る利子積立金でございます。

第7款諸支出金第1項償還金及び還付加算金100万1,000円は、過年度分の保険税還付金でございます。

第2項繰出金1,000円は、一般会計への繰出金で、科目計上でございます。

第8款予備費第1項予備費は昨年同様100万円を計上しております。

以上、歳出合計9億3,757万5,000円でございます。

以上で、議案第34号の説明を終わります。

続きまして、議案第36号の提案理由を御説明申し上げます。

予算書の154ページを御覧ください。

議案第36号 令和5年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度大郷町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,811万7,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月2日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、予算の概要を申し上げます。

予算の総額は9,811万7,000円で、令和4年度当初予算と比較すると547万8,000円、率にして5.9%の増となりました。主な要因は、団塊の世代の方々が75歳になることによる被保険者の増によるものでございます。

歳入につきましては、特別徴収と普通徴収による保険料、一般会計からの保険基盤安定繰入金が主なものでございます。

歳出につきましては、保険料の徴収経費と広域連合に対する納付金が主なものでございます。

155ページをご覧ください。

それでは、第1表 歳入歳出予算にて、歳入から款項ごとに御説明いたします。

第1款後期高齢者医療保険料第1項後期高齢者医療保険料7,010万8,000円は、年金からの特別徴収及び普通徴収による保険料でございます。

第2款使用料及び手数料第1項手数料1万円は、保険料の督促手数料でございます。

第3款繰入金第1項一般会計繰入金2,788万6,000円は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金で、一般会計からの繰入金でございます。

第4款繰越金第1項繰越金1,000円は、前年度繰越金で、科目計上でございます。

第5款諸収入第1項延滞金加算金及び過料1,000円も、科目計上でございます。

第2項償還金及び還付加算金11万円は、広域連合からの還付金や還付加算金でございます。

第3項雑入1,000円は、科目計上でございます。

以上、歳入合計9,811万7,000円でございます。

続きまして、156ページの歳出について御説明いたします。

第1款総務費第1項総務管理費66万5,000円は、保険証発送などの一般事務に要する経費でございます。

第2項徴収費1万2,000円は、徴収事務に要する経費でございます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金第1項後期高齢者医療広域連合納付金9,722万9,000円は、徴収した保険料及び一般会計からの保険基盤

安定繰入金を広域連合に納付するものでございます。

第3款諸支出金第1項償還金及び還付加算金11万円は、過年度分の保険料還付金及び還付加算金でございます。

第2項繰出金1,000円は、一般会計への繰出金で、科目計上でございます。

第4款予備費第1項予備費は10万円の計上でございます。

以上、歳出合計9,811万7,000円でございます。

以上で、議案第36号の説明を終わります。

ただいま御説明いたしました議案第34号、議案第36号につきまして、事項別明細書を御覧いただき、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第34号及び議案第36号の説明を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午 前 10時56分 休 憩

---

午 前 11時06分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に続き、会議を開きます。

議案第35号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） それでは、議案第35号につきまして御説明申し上げます。

各種会計予算書134ページをお開き願います。

議案第35号 令和5年度大郷町介護保険特別会計予算

令和5年度大郷町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億3,204万9,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合

における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月2日 提出

大郷町長 田 中 学

まず、概要でございます。

令和5年度の予算の設計に当たりましては、第8期介護保険事業計画により編成をいたしました。令和4年度の執行実績を勘案して積算を行ったものでございます。予算の総額は11億3,204万9,000円で、前年対比で2,902万7,000円の増でございます。総務費では昨年度に引き続き令和6年度からの大郷町高齢者福祉計画、第9期介護保険事業計画の策定に伴い、関連経費を計上するほか、保険給付費につきましては実績等を考慮し、前年比約3,000万円の増を見込みまして、約10億6,400万円としたところでございます。基金繰入れは計画の範囲内に収まっておりまして、安定的な財政運営が行われているものと見込んでおります。

それでは、135ページの第1表によりまして、款項ごとに主な内容を御説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

第1款保険料第1項介護保険料2億1,823万5,000円です。第1号被保険者に係る保険料収入となっております。被保険者数につきましては、特別徴収の方が2,780名、普通徴収280名で積算しております。

次に、第2款使用料及び手数料第1項手数料1万5,000円です。督促手数料となります。

第3款支払基金交付金第1項支払基金交付金は2億9,222万7,000円です。第2号被保険者及び介護予防日常生活支援総合事業に係る支払基金からの交付金でございます。

第4款国庫支出金第1項国庫負担金1億8,272万5,000円で、介護給付費の国庫負担分でございます。

第2項国庫補助金8,097万円で、調整交付金等でございます。

第5款県支出金第1項県負担金1億6,330万4,000円は、介護給付費負担金の県負担分でございます。

第2項県補助金771万円につきましては、地域支援事業に係る補助金の県負担分でございます。

第6款財産収入第1項財産運用収入2万4,000円は、介護給付費準備基金の利子の計上でございます。

第7款繰入金第1項一般会計繰入金1億6,971万5,000円は、介護給付費及び地域支援事業等に係る一般会計負担分の繰入れでございます。

第2項基金繰入金2,710万4,000円は、介護給付費準備基金の繰入金でございます。保険料水準の維持のため、前年度に引き続き繰入れを行うものでございます。

第8款繰越金第1項繰越金1,000円は、科目計上のみでございます。

第9款諸収入第1項延滞金加算金及び過料1,000円、第2項雑入1万8,000円につきましても科目設定のみの計上でございます。

以上、歳入合計が11億3,204万9,000円でございます。

次ページになります。

歳出になります。

第1款総務費第1項総務管理費1,050万4,000円でございます。電算システムほかの一般事務経費となります。

第2項徴収費17万8,000円。徴収事務経費の計上でございます。

第3項介護認定審査会費17万4,000円につきましては、調査員の報酬のほか、介護認定審査会に係る黒川地域行政事務組合負担金等を計上したものでございます。

第4項運営協議会費40万6,000円は、委員報酬等でございます。

第2款保険給付費第1項介護サービス等諸費9億4,683万4,000円は、在宅介護サービスほかの介護サービス給付費でございます。

第2項介護予防サービス等諸費1,891万5,000円は、予防サービスに関する給付費でございます。

第3項高額介護サービス費2,835万4,000円及び第4項高額医療合算介護サービス等費250万円につきましては、実績からの計上でございます。

第5項特定入所者介護サービス等費6,809万6,000円。こちらも同様でございます。

第3款地域支援事業費第1項介護予防・生活支援サービス事業費821万7,000円は、介護予防訪問介護サービス等に要する経費でございます。

第2項一般介護予防事業費939万9,000円は、健康長寿対策事業等に関する費用の計上でございます。

第3項包括的支援事業・任意事業費2,861万8,000円は、地域包括支援センターの運営経費のほか、緊急通報システム等の計上でございます。

第4款基金積立金第1項基金積立金2万5,000円で、介護給付費準備基金に係る利子の積立て分でございます。

第5款公債費第1項公債費5万円は、一時借入金の利子の計上をしたものでございます。

第6款諸支出金第1項償還金及び還付加算金20万2,000円につきましては

は、保険料の還付金等でございます。

第7款繰出金第1項繰出金1,000円は、科目計上のみでございます。

第8款予備費第1項予備費として、300万円を前年同様に計上してございます。

歳出合計11億3,204万9,000円になります。

以上で、議案第35号の説明を終わります。

事項別明細書を御確認いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第35号の説明を終わります。

次に、議案第37号及び議案38号、議案第39号並びに議案第41号について説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） それでは、議案第37号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

予算書163ページをお開き願います。

議案第37号 令和5年度大郷町下水道事業特別会計予算

令和5年度大郷町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,812万1,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和5年3月2日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、加入状況について報告いたします。

令和5年1月末における処理区域内の戸数は1,338戸です。人口は3,629人であり、うち水洗化は1,108戸、人口は3,116人で、水洗化率は

85.9%となっております。

令和5年度の当初予算につきましては、電気料金の高騰、下水道台帳管理システムの構築業務や、公営企業会計支援業務の実施などにより、前年比446万円の増額、率にして2.0%の増となっております。

次ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算により御説明いたします。

歳入です。

第1款分担金及び負担金第1項負担金53万3,000円は、受益者負担金の収入見込額です。前年度比29万7,000円の減額です。

第2款使用料及び手数料第1項使用料5,091万5,000円は、下水道使用料の収入見込額です。前年度比358万円の増額です。

第2項手数料26万3,000円は、公認業者、責任技術者登録手数料です。前年度11万1,000円の増額です。

第3款国庫支出金第1項国庫補助金2,100万円は、マンホールポンプ長寿命化計画に基づくマンホールポンプ改築更新工事並びに下水道台帳管理システム構築業務に係る社会資本整備総合交付金です。前年度比600万円の増額です。

第4款繰入金第1項他会計繰入金1億2,916万6,000円は、財源調整に伴い不足分について一般会計からの繰入れによるものです。前年度比835万1,000円の減額です。

第5款繰越金第1項繰越金50万円は、前年度の繰越金の収入見込額です。前年度と同額計上です。

第6款諸収入第1項雑入24万4,000円は、排水設備指定工事店保証金積立金の利子並びに下水道フェアに伴う助成金です。前年度比9,000円の増額です。

第7款町債第1項町債2,550万円は、マンホールポンプ改築更新工事に係る下水道事業債並びに公営企業会計支援業務及び公営企業会計システム構築業務に係る公営企業会計適用債です。前年度比340万8,000円の増額です。

歳入合計で2億2,812万1,000円とするものです。

次に、次ページの歳出です。

第1款下水道事業費第1項下水道管理費7,601万8,000円は、職員の人件費、マンホールポンプ等施設の維持管理に伴う修繕料や点検業務等の業務委託料、吉田川流域下水道維持管理負担金、公営企業会計システム構築業務などです。下水道台帳管理システム構築業務などの実施により、

前年度比1,370万5,000円の増額です。

第2項下水道建設費4,070万円は、公共汚水ます設置工事、マンホールポンプ改築更新工事、下水道管路埋設舗装復旧工事によるものです。前年度比300万円の増額です。

第3項流域下水道費433万3,000円は、吉田川流域下水道建設事業費負担金です。前年度比288万7,000円の増額です。

第2款公債費第1項公債費1億657万円は、下水道事業債の元利並びに利子償還金で、前年度比1,513万2,000円の減額です。

第3款予備費第1項予備費50万円は、前年度と同額を計上しております。

歳出合計で2億2,812万1,000円とするものです。

次ページをお開き願います。

第2表 債務負担行為です。

事項1、令和5年度大郷町水洗便所改造資金利子補給につきまして、期間を令和5年度から令和9年度まで、限度額を3万円とするものです。

事項2、令和5年度大郷町水洗便所改造資金損失補償につきまして、期間を令和5年度から令和10年度まで、限度額は、融資元本の最終償還期限後、約定に基づく期限を経過してもなお元本及び遅延利子の全部または一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額とするものです。

次ページになります。

第3表 地方債です。

起債の目的である1、公共下水道事業につきまして、限度額を1,500万円とするものです。起債の方法を証書借入、利率を5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものです。償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するものです。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものとするものです。

同じく、2、公営企業会計適用事業につきまして、限度額を1,050万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法は、公共下水道事業と同じです。

以上で、議案第37号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、184ページをお開き願います。

議案第38号につきまして提案の理由を御説明を申し上げます。

議案第38号 令和5年度大郷町農業集落排水事業特別会計

令和5年度大郷町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,532万9,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和5年3月2日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、加入状況について御説明申し上げます。

令和5年1月末における処理区域内戸数は248戸です。人口は705人。うち、水洗化戸数は195戸、人口は577人で、水洗化率は81.2%となっております。

令和5年度の当初予算につきましては、電気料金の高騰、マンホールポンプ並びに粕川集排処理場修繕工事の実施などにより、前年度比1,924万2,000円の増額、率にして34.3%の増となっております。

次ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算について御説明申し上げます。

歳入です。

第1款分担金及び負担金第1項分担金6万6,000円は、受益者分担金の収入見込額です。前年度比5万4,000円の減額です。

第2款使用料及び手数料第1項使用料572万4,000円は、農業集落排水使用料の収入見込額で、前年度比4万8,000円の増額です。

第3款繰入金第1項他会計繰入金6,213万9,000円は、財源調整に伴い、不足分について一般会計からの繰入れによるものです。前年度比1,524万

2,000円の増額です。

第4款繰越金第1項繰越金50万円は、前年度の繰越金の収入見込額で、前年度と同額計上です。

第5款町債第1項町債690万円は、公営企業会計支援業務及び公営企業会計システム構築業務に係る公営企業会計適用債です。前年度比400万6,000円の増額です。

歳入合計で7,532万9,000円とするものです。

次ページになります。

歳出です。

第1款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業管理費3,347万3,000円は、職員の人件費、粕川処理場の維持管理費、マンホールポンプの点検清掃業務などの業務委託料事務経費などです。電気料金の高騰、公営企業会計システム構築業務の実施により、前年度比703万6,000円の増額です。

第2項農業集落排水事業建設費1,518万円は、公共汚水ますの設置工事、マンホールポンプ並びに粕川集排処理場修繕工事の計上によるものです。前年度比1,320万円の増額です。

第2款公債費第1項公債費2,617万6,000円は、起債の元利並びに利子償還金で前年度比99万4,000円の減額です。

第3款予備費第1項予備費50万円は、前年度と同額計上です。

歳出合計で7,532万9,000円とするものです。

次ページをお開き願います。

第2表 債務負担行為です。

事項1、令和5年度大郷町農業集落排水水洗便所改造資金利子補給につきまして、期間を令和5年度から令和9年度まで、限度額を1万6,000円とするものです。

事項2、令和5年度大郷町農業集落排水水洗便所改造資金損失補償につきまして、期間を令和5年度から令和10年度まで、限度額は、融資元本の最終償還期限後、約定に基づく期限を経過してもなお元本及び遅延利子の全部または一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額とするものです。

次ページになります。

第3表 地方債です。

起債の目的であります1、公営企業会計適用事業について、限度額を690万円とするものです。起債の方法を証書借入、利率を5.0%以内。た

だし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とするものです。償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により銀行、その他の場合にはその債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものとするものです。

以上で、議案第38号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、203ページをお開き願います。

議案第39号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第39号 令和5年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算

令和5年度大郷町の戸別合併処理浄化槽特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,176万4,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和5年3月2日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、設置状況について御説明申し上げます。

処理区域内における令和5年1月末の浄化槽設置基数は606基でございます。水洗化人口は2,047人となっており、計画処理区域人口3,392人に対し、水洗化率は60.3%となっております。

令和5年度は、合併浄化槽の設置基数を前年度当初と同数の15基を見込んでおり、予算額については町管理基数の増などにより前年度比204万9,000円の増額、率にして2.9%の増となっております。

次ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算を御説明申し上げます。

歳入です。

第1款分担金及び負担金第1項分担金73万円は、合併浄化槽15基分の受益者分担金の収入見込額です。前年度と同額を見込んでおります。

第2款使用料及び手数料第1項使用料2,270万1,000円は、合併浄化槽使用料の収入見込額です。前年度比58万9,000円の増額です。

第3款国庫支出金第1項国庫補助金490万円は、合併浄化槽15基分の設置に伴う国庫補助金で、前年度と同額の計上です。

第4款繰入金第1項他会計繰入金3,183万3,000円は、財源調整に伴い、不足分について一般会計からの繰入によるものです。前年度比127万4,000円の増額です。

第5款繰越金第1項繰越金50万円は、前年度と同額計上です。

第6款諸収入第1項雑入20万円は、消費税並びに地方消費税還付金の見込額で、前年度と同額を見込んでおります。

第7款町債第1項町債1,090万円は、浄化槽設置工事に伴う下水道事業債並びに公営企業会計支援業務及び公営企業会計システム構築業務に係る公営企業会計適用債です。前年度比18万6,000円の増額です。

歳入合計で7,176万4,000円とするものです。

次に歳出です。

第1款合併浄化槽事業費第1項合併浄化槽事業管理費4,843万1,000円は、職員の人件費、汚泥くみ取り料、料金計算業務委託料、修繕費、保守点検・法定検査委託料、排水設備設置補助金などです。町管理基数の増などにより前年度比227万5,000円の増額です。

第2項合併浄化槽建設費1,452万円は、合併浄化槽15基分の設置工事費並びに事務経費等です。前年度比1,000円の増額です。

第2款公債費第1項公債費831万3,000円は、起債の元金・利子償還金です。前年度比22万7,000円の減額です。

第3款予備費第1項予備費50万円は、前年度と同額計上です。

歳出合計で7,176万4,000円とするものです。

206ページをお開き願います。

第2表 債務負担行為です。

事項1、令和5年度大郷町戸別合併処理浄化槽設置に伴う水洗便所改造資金利子補給につきまして、期間を令和5年度から令和9年度まで、限度額を1万6,000円とするものです。

第2項、令和5年度大郷町戸別合併処理浄化槽設置に伴う水洗便所改

造資金損失補償につきまして、期間を令和5年度から令和10年度まで、限度額を融資元本の最終償還期限後、約定に基づく期限を経過してもなお元本及び遅延利子の全部または一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額とするものです。

続きまして207ページです。

第3表 地方債です。

起債の目的である1、合併処理浄化槽整備事業につきましては、限度額を830万円とするものです。起債の方法、証書借入、利率を5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものです。償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するものです。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものとするものです。

以上で、議案第39号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、231ページをお開き願います。

議案第41号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第41号 令和5年度大郷町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度大郷町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号 給水戸数は2,742戸で、前年度比12戸の増を見込んでおります。

第2号 年間総給水量は80万1,000立方メートルで、前年度比2,000立方メートルの減を見込んでおります。

第3号 1日平均給水量は2,195立方メートルで、前年度比5立方メートルの減を見込んでおります。

第4号 主な建設改良事業は、老朽管更新事業などがございますが、大松沢物見山地区配水管布設工事や木ノ崎地区石綿セメント管更新工事などを予定しており、予算額が9,400万2,000円で、前年比100万円の増額でございます。

次に、収益的収入及び支出です。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入です。

第1款水道事業収益を2億4,712万6,000円とするものです。前年度比81万4,000円の減額、率にしまして0.3%の減でございます。

第1項営業収益2億2,608万7,000円は、水道料金、開・閉栓手数料、下水道などの事務手数料などの収入を見込んでおり、農業法人収入見込みの減などにより、前年度比243万7,000円の減額です。

第2項営業外収益2,103万6,000円は、長期前受金戻入益、引当金戻入益、預金利息が主なもので、粕川大橋添架管更新工事の完了により、前年度比162万3,000円の増額です。

第3項特別利益3,000円は、科目の計上です。

次に、支出です。

第1款水道事業費用を2億4,441万4,000円とするものです。前年度比1,535万5,000円の増額、率にして6.7%の増です。

第1項営業費用2億3,447万円は、大崎広域水道からの受水費、水質検査や漏水調査、配水管電気設備の修繕料などの原水給水費、職員の人件費やメーター検針業務、水道料金システム委託料などの総係費、建物・構築物などの減価償却費などで、電気料金の高騰、インボイス対応システム導入により、前年度比1,670万5,000円の増額です。

第2項営業外費用894万2,000円は、企業債の利息などによるもので、前年度比135万円の減額です。

第3項特別損失2,000円は、科目の計上です。

第4項予備費は、100万円を計上してございます。

次ページをお開き願います。

資本的収入及び支出です。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,113万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金4,400万1,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額713万6,000円で補填するものとする。

収入です。

第1款資本的収入を8,950万4,000円とするものです。前年度比1,750万円の増額、率にしまして24.3%の増です。

第1項工事負担金、第2項他会計負担金1,000円は、科目の計上です。

第3項企業債7,300万円は、水道管路緊急改善事業である大松沢地区配水管布設工事、水道管路近代化推進事業である木ノ崎地区石綿セメント管更新工事に係る企業債で、事業量の増により前年度比1,400万円の増額です。

第4項国庫支出金1,650万円は、大松沢地区の配水管布設替工事に係る国庫支出金で、事業量の増により前年度比350万円の増額です。

第5項出資金、第6項他会計補助金1,000円は、科目の計上です。次に、支出です。

第1款資本的支出を1億4,064万1,000円とするものです。前年度比270万9,000円の増額、率にしまして2.0%の増です。

第1項資産購入費1,000円は、科目の計上です。

第2項建設改良費9,500万2,000円は、大松沢地区配水管布設工事や木ノ崎地区の石綿セメント管更新工事によるもので、前年度比100万円の増額です。

第3項企業債償還金4,563万7,000円は、石綿セメント管更新事業などに伴う企業債の元金償還金で、前年度比170万8,000円の増額です。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的であります1、水道管路緊急改善事業につきまして、限度額を3,300万円とするものです。起債の方法は証書借入、利率は5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とするものです。償還の方法は、借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他都合により繰上償還または低利に借換えすることができるとするものです。

同じく、2、水道管路近代化推進事業費につきましては、限度額を4,000万円とするものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、水道管路緊急改善事業と同じものです。

次に、一時借入金。

第6条 一時借入金の限度額は1,000万円と定めるものです。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 第1項営業費用及び第2項営業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用とするものです。

(議会の議決を経なければ、流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合には、議会の議決を経なければならない。

第1号 職員給与費を1,360万円とするものです。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、50万円と定めるものです。

令和5年3月2日 提出

大郷町長 田 中 学

以上で、議案第41号の提案理由の説明を終わります。

ただいま御説明申し上げました議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第41号につきまして、それぞれ予算事項別明細書などを御覧いただき、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第37号及び議案第38号、議案第39号並びに議案第41号の説明を終わります。

次に、議案第40号について説明を求めます。復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） それでは、議案第40号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

予算書の223ページを御覧願います。

議案第40号 令和5年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算

令和5年度大郷町の宅地分譲事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ724万7,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月2日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、予算の概要について御説明申し上げます。

当会計につきましては、平成27年度に高崎団地の造成事業として特別会計を開設し、その後令和元年台風19号からの復興指針として策定した大郷町復興再生ビジョンに基づいて造成した中村原団地、中粕川団地の2団地に係る造成費用、販売関連費用、維持管理費用及び町債の償還金について計上した内容となっております。各団地の状況は、高崎団地は令和元年度までに20区画が完売、中村原団地も令和4年度に11区画が完売し、中粕川団地につきましては糟川寺の販売事務手続が完了次第、5区画全てが完売となる予定です。本特別会計の令和5年度の予算概要

としましては、前年度までに工事が完了したことなどにより、これらの事業に充てた公債費が主なものになり、前年度の当初予算との対比では94.4%の減額となりました。

それでは、初めに歳入から御説明申し上げます。

224ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算です。

初めに、歳入ですが、第1款繰入金第1項他会計繰入金は724万6,000円です。公債費に対する一般会計からの繰入金となります。

第2款繰越金第1項繰越金は1,000円で、科目計上となります。

歳入合計は724万7,000円となります。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

225ページを御覧願います。

第1款公債費第1項公債費724万7,000円です。造成事業費として借入れした町債の元金と利子の償還金となります。

歳出合計は724万7,000円となります。

以上、歳入歳出予算合計はそれぞれ724万7,000円となります。

議案第40号 宅地分譲事業特別会計予算につきましての説明は以上となります。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

ここで、昼食のため休憩といたします。再開は午後1時15分といたします。

午 前 1 1 時 5 5 分 休 憩

午 後 1 時 1 5 分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、午前に提案されました議案ごとに総括質疑を行います。

総括質疑は、議案に対する基本方針や大綱的な事柄を中心に置いていただき、会議規則第50条第3項並びに第51条の規定により行ってください。

なお、個別事項につきましては、後ほど設置されます特別委員会において御質問されるようお願い申し上げます。

まず、議案第33号について総括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第33号の総括質疑

を終わります。

次に、議案第34号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第34号の総括質疑を終わります。

次に、議案第35号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第35号の総括質疑を終わります。

次に、議案第36号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第36号の総括質疑を終わります。

次に、議案第37号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第37号の総括質疑を終わります。

次に、議案第38号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第38号の総括質疑を終わります。

次に、議案第39号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第39号の総括質疑を終わります。

次に、議案第40号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第40号の総括質疑を終わります。

次に、議案第41号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第41号の総括質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。ただいま議題となっております議案第33号から議案第41号までについて、議長を除く全員で構成する予算審査特別

委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号から議案第41号までを、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここで、特別委員会が設置されましたので、委員長及び副委員長の選任をお願いいたします。

特別委員会開催のため、暫時休憩といたします。

午 後 1 時 1 8 分 休 憩

---

午 後 1 時 2 3 分 開 議

議長（石川良彦君） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

予算審査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。

委員長には和賀直義議員、副委員長に吉田耕大議員、以上のとおり選任されました。

お諮りします。委員会審査のため本日の会議終了から3月15日までの期間、本会議を休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議終了から3月15日までの期間、本会議を休会とすることに決定いたしました。

来る3月16日午前10時から本会議を開き、委員長の報告を求めます。

---

議長（石川良彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午 後 1 時 2 4 分 散 会

---

上記の会議の経過は、事務局長千葉恭啓の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員